「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」 をご利用ください!!

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定の割合以上売上高等が減少した中小企業の方々1)が、①当初3年間実質無利子2)、②信用保証料ゼロ3)又は 1/2、③無担保で融資が受けられます。

当初 【売上高等が「5%以上減少した個人事業主(小 規模)」又は「15%以上減少した小・中規模事業 保 利 者」の場合】 証 料 子 ⇒ 利子当初3年間(融資実行日から3年) +保証料全額 補助 ※ 白抜き部分が事業者負担 初保 【売上高等が「5%以上(15%未満)減少した 保 利 小・中規模事業者」の場合】 証料の半分 証 料 子 ⇒ 保証料 1/2 補助

- 2021年1月25日県信用保証協会の信用保証申込受付分から、<u>融資限度額を6.000万円に拡充</u>しております。
- 新たな借入だけでなく、「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」など、<u>信用保証付の既往債務について、一定の要件を満たすことで借換えが可能</u>となります。
- <u>一定の要件(資産超過であること、法人と経営者の資産・経</u>理が明確に区分されていること)を満たせば、経営者保証不要 の取扱いも可能となります。
- 保証協会が積極的に保証承諾を行えるよう、<u>県は、同協会に</u> 対する損失補償⁴⁾ を拡充します。

実施期間 : 2020年5月1日(金)から2021年3月31日(水)まで

¹⁾ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことについて、セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証のうち、いずれかの認定を受ける必要があります。

²⁾ 契約どおりに支払った利子について、事後的に補給が受けられるものです。遅延利息は事業者負担となります。

³⁾ 条件変更による保証料の増額分は事業者負担となります。

⁴⁾ 県は、保険等で補填されない保証協会の損失を補償。

「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」の概要

融資対象者	新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少した以下の事業者 ① 売上高等が 5%以上減少した個人事業主 (事業性のあるフリーランスを含み、小槻**に限る) ② 売上高等が 5%以上 (15%未満) 減少した小・中規模事業者 (①を除く) ③ 売上高等が 15%以上減少した小・中規模事業者 (①を除く) ★セーフティネット保証 4 号、5 号、危機関連保証のいずれかの認定が必要です。		
使途・限度額	設備資金・運転資金 6,000万円		
融資期間・利率	3年超5年以内 年1.2% 5年超7年以内 年1.3% 7年超10年以内 年1.4%		
(利子補給)	・補助の対象は、融資実行日から当初3年間の利子 ・補助率 融資対象者①及び③・・・全額 (融資対象者②は補助対象外)		
信用保証料	年 0.85% (経営者保証免除対応確認書の提出により経営者保証を 不要とする場合は年 1.05%)		
(保証料補助)	融資対象者①及び③ … 全額 融資対象者② … 1/2 ※ 条件変更による保証料の増額分は事業者負担となります。		
据置期間	5年以内		
担保	原則不要		
保証人	代表者以外の連帯保証は要しない。代表者についても、一定の要件 を満たせば不要とすることも可能。この場合、経営者保証免除対応 確認書の提出が必要。		
責任共有制度	一部対象		
申込先	取扱金融機関 ^{※2} の県内各店舗		
問い合わせ先 ※1 党時使用する	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 融資・貸金業グループ TEL: 052-954-6333		

※1 常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの

*\O			
% 2	銀	行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、八十二、北陸、北國、福井、
			静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、関西みらい、広島、山口、百十四、
			伊予、愛知、名古屋、中京、第三
	信用金	庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、
	中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名三重		
	信用組	豊橋商工、愛知県中央、愛知商銀、名古屋青果物、イオ、愛知県医師	
	愛知信連		
	政府	系	商工組合中央金庫

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、愛知県(以下「県」という。)が予算の範囲内において愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金(以下「補給金」という。)及び補給金に係る事務経費(以下「事務経費」という。)を交付することについて、愛知県補助金等交付規則(昭和55年規則第8号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

- 第2条 補給金の交付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、新型コロナウイルス感染症に対応して新たに県が設立した制度融資(以下「当該制度融資」という。)を受けたもののうち、以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。
 - 一 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第5 項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者のうち、当該制度融資の貸付 を受けた者であること。
 - 二 法第2条第5項第5号に基づく認定を受けた者のうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付を受けた者であること。
 - 三 法第2条第5項第5号に基づく認定を受けた者のうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付を受けた者であること。
- 2 事務経費の交付を受けることができる者は、第5条に基づく委任を受けた金融機関とする。 (交付対象経費)
- 第3条 交付対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補給期間)

- 第4条 補給金を交付する期間は、受給資格者が融資を受ける日から起算して3年間とする。
- 2 事務経費を交付する期間は、第5条に基づく委任を受けた金融機関が前項の補給金に係る交付申請に必要な事務の対象期間とする。

(金融機関への委任)

- 第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請、請求等に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。この場合において、受給資格者は、補給期間に支払った約定利子について、委任状及び振替承諾書(様式第2号)を、融資実行日等に当該金融機関へ提出しなければならない。
- 2 委任を受けた金融機関(以下「受任者」という。)は、受給資格者に補給金の交付の申請に 必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請)

- 第6条 受任者は、前条第2項に規定する書類の内容により交付対象経費を確認し、交付申請書 (様式第1号)に以下の書類を添付のうえ知事に提出しなければならない。
 - 一 受取利子証明 (明細) 書
 - 二 委任状及び振替承諾書(様式第2号)の写し
 - 三 受給資格者に対する、中小企業保険法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいず れかに基づく市町村の認定書の写し
 - 四 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 2 前項に規定する申請書の提出期限は、4月1日から同年9月30日までに発生する利子(以下「上半期分」という。)については10月末日、10月1日から翌年3月末日までに発生する利子(以下「下半期分」という。)については4月末日とする。

- 3 2回目以降の交付申請においては、第1項の第2号、第3号の書類を省略することができる。
- 4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、交付すべきものと認めたときは交付決定通知書(様式第3号)により、受任者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 規則第13条に定める実績報告については、実績報告書(様式第4号)により行うものと する。
- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して10日を超えない日までとする。

(額の確定)

第9条 知事は、規則第14条に基づき補給金及び事務経費の額の確定をしたときは、その旨を額の確定通知(様式第5号)により受任者に通知するものとする。

(交付)

- 第10条 補給金及び事務経費は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由がある と認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 受任者が前項の規定により補給金及び事務経費の交付を受けようとするときは、請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
- 3 県は、請求書の提出があった場合には、速やかに受任者である取扱金融機関の指定口座に対して補給金及び事務経費を交付するものとする。
- 4 受任者は、前項の支払を受けた後、6営業日以内を目途に受給資格者の指定口座に対して補給金を振り替えるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第11条 受任者は、補給金及び事務経費に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類(以下「関係書類」という。)を適切に整理し、関係書類を補給金及び事務経費の交付を受けた年度から起算して7年間保存しなければならない。

(検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、受任者に対し、補給金及び事務経費の経理処理に 関し必要な報告を求め、又はその職員をして関係書類を検査させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補給金及び事務経費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和2年6月23日保証受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月25日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和3年2月2日保証 承諾分から適用する。

別表(第3条関係)

	経費区分	交付金額	交付対象経費
1	補給金	受給資格者が当該融資に係る毎年	同左
		4月1日から翌年3月末日までの	
		間に支払った約定利子の全額。た	
		だし、貸付金額6千万円を補助対	
		象限度額とする。	
2	事務経費	1 一件あたりの振替金額3万円	金融機関が「愛知県新型コロナウ
		以上の場合は一件につき 700円	イルス感染症対応資金利子補給
		2 一件あたりの振替金額3万円	補助金交付要綱」第5条に基づく
		未満の場合は一件につき 500円	委任を受け、補給金の交付申請、
			振替え等を行うために必要であ
			ると認められる事務経費。

愛知県経済環境適応資金 (新型コロナウイルス感染症対応資金) 経 営 者 保 証 免 除 対 応 確 認 書

年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者名

私は、新型コロナウイルス感染症対応資金を利用するにあたり、経営者保証免除対応の適用を受けた く、ここに依頼いたします。

なお、経営者保証免除対応の適用により、通常の信用保証料率に比べ0.2%上乗せとなること(注)、また、経営者保証免除対応適用の可否につきましては、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを承知しています。

(注)本制度の通常の信用保証料率は 0.85%であり、当初の信用保証料の全額又は1/2が国により補助されることとなっていますが、条件変更により生じる信用保証料はお客様のご負担となります。

(金融機関使用欄)

申込金融機関として、申込人が、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱第24第2項第7号に規定する以下の①及び②の要件を満たしていることを確認しております。

なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

① 直近の決算書が資産超過であること

純資産合計

<u>円</u>

年 月期決算書)

- ※ 純資産合計については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。
- ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない
 - ※ 「法人から経営者への貸付金・仮払金等が、総資産の1%以下又は100万円以下であること」を最低限の目安としつつ、金融機関として総合的に判断してください。

年 月 日

上記のとおり相違ないことを確認します。

なお、本書面が融資の実行を保証するものではありません。